

令和5年度

国営かんがい排水事業全体実施設計

山王海葛丸地区調整池水理解析検討業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営かんがい排水事業全体実施設計山王海葛丸地区調整池水理解析検討業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、山王海葛丸農業水利事業の一環として幹線用水路等に設置する調整池の水理解析の検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の場所は、岩手県紫波郡紫波町片寄地内他であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地への立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地を踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果物のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- 3 現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。
- 4 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1-7 条 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	－
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－

(担当技術者)

第 1-8 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-9 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-10 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す土地改良事業計画設計基準を優先して適用する。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

名 称	発 行 所	制定（改訂）月日
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	農業農村工学会	平成 26 年 3 月
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	農業農村工学会	令和 3 年 6 月

(作業条件)

第 2-2 条 本業務の実施に当たっての作業条件は次のとおりであり、調整池容量及び水位調整施設は構想設計段階で想定している概数である。

- 1 葛丸幹線用水路
 - (1) 大瀬川調整池

調整池容量 (概数)	300m ³
幹線用水路 計画流量 (分水前)	1.632m ³ /s
大瀬川支線 計画分水量	0.899m ³ /s
- 2 葛丸支線用水路
 - (1) 大興寺調整池

調整池容量 (概数)	250m ³
支線用水路 計画流量 (分水前)	0.609m ³ /s
大瀬川支線 計画分水量	0.205m ³ /s
- 3 北幹線水路
 - (1) 北1号支線調整池

調整池容量 (概数)	150m ³
幹線用水路 計画流量 (分水前)	0.773m ³ /s
北1号支線 計画分水量	0.314m ³ /s
水位調整施設 (チェックゲート)	1 基
 - (2) 北3号支線調整池

調整池容量 (概数)	350m ³
幹線用水路 計画流量 (分水前)	0.206m ³ /s
北3号支線 計画分水量	0.184m ³ /s
水位調整施設 (チェックゲート)	1 基
- 4 南支線用水路
 - (1) 南2号支線調整池

調整池容量 (概数)	900m ³
南支線用水路 計画流量	1.526m ³ /s
南2号支線 計画分水量	1.029m ³ /s
水位調整施設 (チェックゲート)	1 基
 - (2) 南3号支線調整池

調整池容量 (概数)	300m ³
南支線用水路 計画流量	0.497m ³ /s
南2号支線 計画分水量	0.207m ³ /s
 - (3) 南4号支線調整池

調整池容量 (概数)	500m ³
南支線用水路 計画流量	0.290m ³ /s
南2号支線 計画分水量	0.290m ³ /s
水位調整施設 (チェックゲート)	1 基

(参考図書)

第2-3条 設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次のとおりとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業設計指針 (ファームポンド)	農業土木学会	平成11年3月

2	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）	農業土木 機械化協会	平成 21 年 3 月
---	--------------------	---------------	-------------

（貸与資料）

第 2-4 条 貸与資料は、次のとおりとする。その他の資料を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	山王海農業水利事業出来形図	1 式
2	令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 山王海三期地区事業構想検討その他業務 報告書	1 式
3	令和 4 年度 国営土地改良事業地区調査 山王海三期地区用水計画補足検討業務 報告書	1 式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 2-5 条 第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連業務）

第 2-6 条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和 5 年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 山王海葛丸地区全体実施設計書作成業務（仮称）	令和 5 年 4 月～ 令和 6 年 1 月
2	令和 5 年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 山王海葛丸地区稻荷幹線用水路（その 1）実施設計業務（仮称）	令和 5 年 4 月～ 令和 6 年 2 月

第 3 章 作業内容

（作業項目及び数量）

第 3-1 条 本業務における作業項目及び数量は次のとおりであり、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
（１）準備作業	1 式	
（２）水利用実態の調査検討	1 式	
（３）点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第 3-2 条 各作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- 1 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 本業務において生じた受注者の責に帰する第三者との紛争については、受注者の責任において処理しなければならない。
- 3 第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 4 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 5 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。

第 4 章 業務管理

(情報共有システム)

第 4-1 条

- 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない

第 5 章 打合せ

(打合せ)

第 5-1 条 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せに管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第 2 回 中間打合せ（水利用実態の調査段階）

第 3 回 中間打合せ（水理解析方針の検討段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成した次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2部
- 2 成果物の出力（図面出力を含む） 1部（市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 3 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 4 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 5 履行期間の変更が生じた場合
- 6 関係機関等対外的協議等により作業項目等に変更が生じた場合
- 7 その他

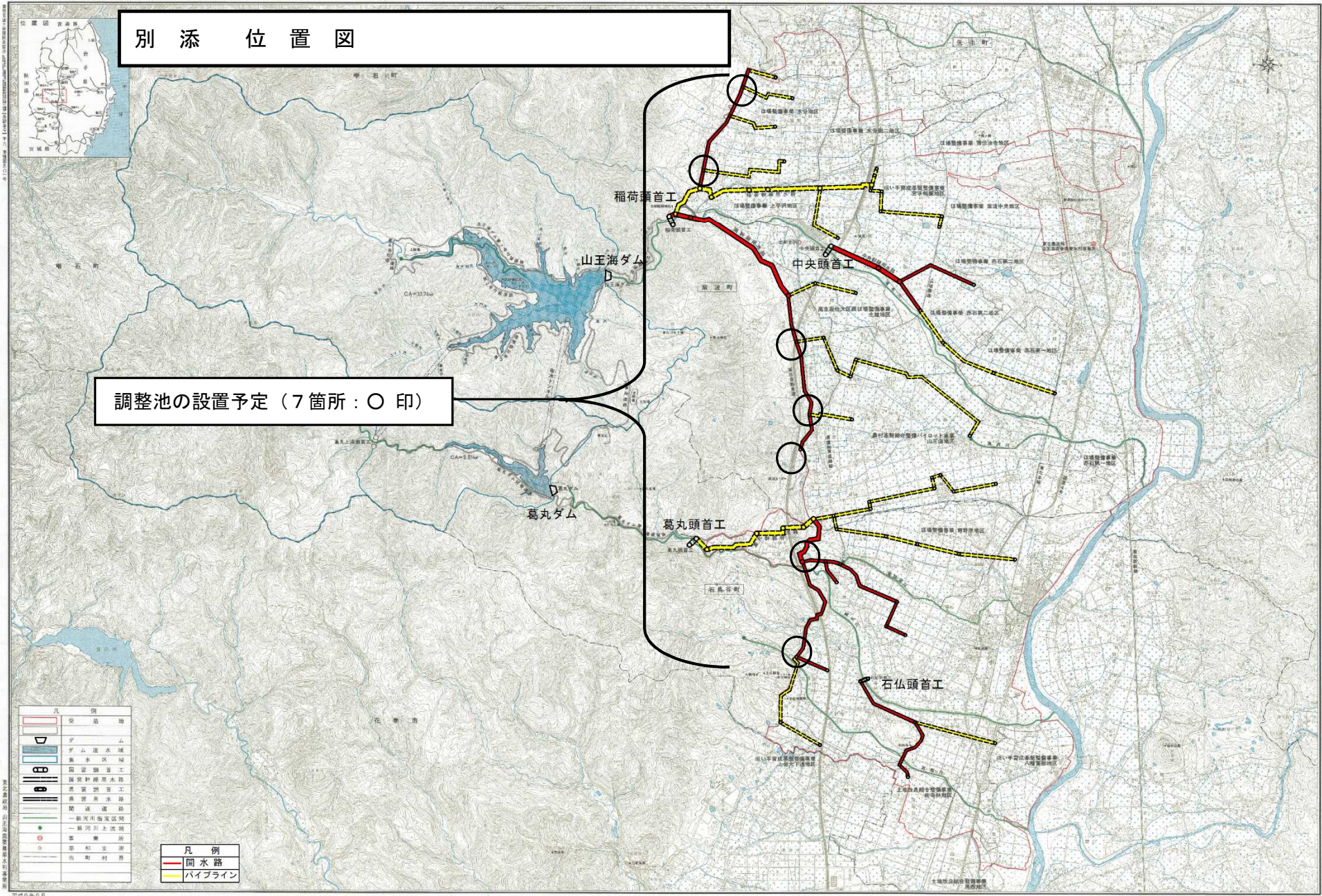
第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添位置図

調整池の設置予定（7箇所：○印）



【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施	備考
1. 準備作業			
1-1. 資料の把握	水理解析の検討に必要な資料収集及び貸与資料を把握し、作業計画を策定する。	○	
1-2. 現地調査及び聞き取り 調査	検討対象の調整池7施設の現地調査を行うとともに、期別（代かき期、普通期）の配水管理上の課題、用水不足の有無及び日内用水需要の変動等について施設管理者から聞き取りを行う。	○	
2. 水利用実態の調査検討			
2-1. 通水実績等の整理と分析	2ダム（山王海ダム、葛丸ダム）からの放流量及び2頭首工（稻荷頭首工、葛丸頭首工）からの取水量について、過去5ヶ年程度の通水実績データを整理し、期別（代かき期、普通期）の通水状況及び用水の過不足等を分析・把握する。	○	
2-2. 日内需要変動の設定	用水路3条（北幹線系、南幹線系、葛丸幹線系）における主要支線用水路（用水路3条からそれぞれ1条程度を抽出）の分水状況を整理し、支線用水路毎の日内用水需要の変動を把握するとともに、変動状況を分析し地域的・時間的にパターン化を行う。	○	
2-3. 開水路系分水量及び水理解析方針の検討	上記2-2.までの結果及び施設の管理実態を基に、開水路系支線用水路における分水量の算出方法及び調整池規模を決定するための水理解析方針を検討する。	○	
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果を点検し、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	